

市町村における衆議院議員選挙人名簿に登載されることができないものを登載しなければならない。

補充選挙人名簿には、選挙人の氏名、住所、性別及び生年月日等を記載しなければならない。

選挙権を有する者の年齢は、選挙人名簿の確定の期日よりこれを算定する。

第二十七條 補充選挙人名簿に脱漏又は誤載があると認めるときは、関係人は、その名簿の縦覧期間内に当該市町村の選挙管理委員会に異議の申立をすることができる。

委員会は、前項の申立を受けたときは、その日から二十日以内にこれを決定しなければならない。その申立を正当でないと決定したときは、直ちに補充選挙人名簿を修正し、その旨を申立人及び関係人に通知し、併せてこれを告示しなければならない。その申立を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を申立人に通知しなければならない。



前項の規定による決定に不服がある者は、決定のあつた日から七日以内に地方裁判所に  
出訴することができる。その判決に不服がある者は、控訴することはできないが、最高裁判  
所に上告することができる。

補充選挙人名簿は、十二月二十日を以て確定する。

補充選挙人名簿は、翌年の十二月十九日までこれを据え置かなければならない。但し、確  
定判決により修正すべきものは、委員会において、直ちにこれを修正し、その旨を告示しな  
ければならない。

天災事変等のため必要があるときは、更に名簿を調製しなければならない。

前項の名簿に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

### 第三節 投票

第二十八條 投票区は、衆議院議員の選挙の投票区による。



第二十九條 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者を以てこれに充てる。

投票管理者は、投票に関する事務を担当する。

投票管理者は、選挙権を有しなくなつたときは、その職を失う。

第三十條 候補者は、各投票区における選挙人名簿に記載された者の中から、本人の承諾を得て、投票立会人となるべき者一人を定め、選挙の期日前三日までに、投票管理者に届け出る事ができる。

前項の規定により届出のあつた者（候補者が死亡し又は候補者たることを辞したときは、その届出に係る者を除く。以下これに同じ。）が十人を超えないときは、直ちにその者を以て投票立会人とし、十人を超えるときは、届出のあつた者において投票立会人十人を互選しなければならない。



前項の規定による互選は、投票によりこれを行い、得票の最多数の者を以て投票立会人とする。得票の数が同じであるときは、投票管理者がくじでこれを定める。

第二項の規定による互選は、選挙の期日の前日にこれを行う。

第二項の規定による互選を行うべき場所及び日時は、投票管理者において、予めこれを告示しなければならぬ。

候補者が死亡し又は候補者たることを辞したときは、その届出に係る投票立会人は、その職を失う。

第二項の規定による投票立会人が三人に達しないとき若しくは三人に達しなくなつたとき又は投票立会人で参会する者が投票所を開くべき時刻になつても三人に達しないとき若しくはその後三人に達しなくなつたときは、投票管理者は、その投票区における選挙人名簿に記載された者の中から三人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通



知し、投票に立ち会わせなければならぬ。

投票立会人は、正当の理由がなければ、その職を辞することができない。

第三十一條 投票用紙の様式は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会がこれを定める。

第二十五條第三項の規定により都道府縣の選挙と市町村の選挙を同時に行う場合においては、投票用紙の様式は、都道府縣の選挙管理委員会がこれを定める。

第二十五條第一項又は第三項の規定により同時に選挙を行う場合においては、投票用紙に各選挙における候補者の氏名を記載する欄を区分して設けなければならない。

第三十二條 選挙人は、投票所において、投票用紙に自ら候補者一人の氏名を記載してこれを投票箱に入れなければならない。

第二十五條第一項又は第三項の規定により同時に選挙を行う場合においては、選挙人



は、投票所において、投票用紙の各選挙における候補者の氏名を記載する欄に、自ら候補者一人の氏名を記載してこれを投票箱に入れなければならない。

投票用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。

第三十三條 投票の拒否は、投票立会人の意見を聴き、投票管理者がこれを決定しなければならない。

前項の決定を受けた選挙人において不服があるときは、投票管理者は、仮に投票をさせなければならぬ。

前項の投票は、選挙人をしてこれを封筒に入れて封をし、表面に自らその氏名を記載して投票箱に入れさせなければならない。

投票立会人において異議のある選挙人についても、また、前二項と同様とする。

第三十四條 選挙人で、その従事する職務若しくは業務又は疾病その他政令の定める事由に因



り選挙の当日自ら投票所に行き投票をすることができない旨を証明するものの投票については、第三十二條第一項、第二項、第三十七條、第四十一條及び前條の規定にかかわらず、命令で特別の規定を設けることができる。

第三十五條 鳥その他交通不便の地について、投票の当日に投票箱を送致することができない状況があると認めるときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、適宜にその投票の期日を定め、開票の期日までにその投票箱、投票録及び選挙人名簿又はその抄本を送致させることができる。

第二十五條第三項の規定により都道府縣の選挙と市町村の選挙を同時に行う場合においては、前項の規定による投票の期日は、同項の規定にかかわらず、都道府縣の選挙管理委員会がこれを定める。

第三十六條 天災その他避けることのできない事故に因り投票を行うことができないとき、



又は更に投票を行う必要があるときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、更に期日を定めて投票を行わせなければならない。但し、その期日は、委員会において少くとも五日前にこれを告示しなければならない。

第二十五条第三項の規定により都道府県の選挙と市町村の選挙を同時に行う場合において前項に規定する事由を生じたときは、都道府県の選挙管理委員会は、同項の例により更に投票を行わせなければならない。

都道府県の選挙について第一項に規定する事由を生じた場合及び前項の場合においては、市町村の選挙管理委員会は、都道府県の選挙の選挙長を経て都道府県の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならない。

第三十七條 衆議院議員選挙法第二十一条乃至第二十三条、第二十五条、第二十六条、第二十八條乃至第三十條、第三十二條、第三十四條、第三十五条及び第三十九條乃至第四十三條の



規定は、普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の投票にこれを準用する。

#### 第四節 開票

第三十八條 開票区は、衆議院議員の選挙の開票区による。但し、市町村の議会の議員の選挙については、当該市町村の選挙管理委員会は別に開票区を設けることができる。

第三十九條 開票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会が選任した者を以てこれに充てる。

開票管理者は、開票に関する事務を担当する。

開票管理者は、選挙権を有しなくなつたときは、その職を失う。

第四十條 第三十條の規定は、開票立会人にこれを準用する。

第四十一條 第三十二條第一項の規定による投票で左に掲げるものは、これを無効とする。

- 一 成規の用紙を用いないもの



二 候補者の氏名の外他事を記載したものの 但し、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。

三 候補者でない者の氏名を記載したものの

四 二人以上の候補者の氏名を記載したものの

五 被選挙権のない候補者の氏名を記載したものの

六 候補者の氏名を自書しないもの

七 候補者の何人を記載したかを確認し難いもの

第三十二條第二項の規定による投票で前項第一号及び第二号に該当するものは、これを無効とする。その投票中の各選挙における候補者の氏名を記載する欄の前項第三号乃至第七号の記載は、これを無効とする。

第四十二條 開票管理者は、開票立会人立会の上、投票箱を開き、まず第三十三條第二項及び



第四項の規定による投票を調査し、開票立会人の意見を聴き、その投票を受理するかどうかを決定しなければならない。

開票管理者は、開票立会人とともに、各投票所の投票を混同して、投票を点検しなければならない。

投票の点検が終つたときは、開票管理者は、直ちにその結果を選挙長に報告しなければならない。

第四十三條 第三十六條第一項本文、第二項及び第三項の規定は、開票にこれを準用する。

第四十四條 衆議院議員選挙法第四十五條、第四十六條、第四十八條、第五十條、第五十一條、

第五十三條乃至第五十五條及び第五十七條の規定は、普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の開票にこれを準用する。

#### 第五節 選挙会



第四十五條 選挙長は、選挙権を有する者の中から当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会を選任した者を以てこれに充てる。

選挙長は、選挙会に関する事務を担当する。

選挙長は、選挙権を有しなくなつたときは、その職を失う。

第四十六條 選挙会は、選挙長の指定した場所でこれを開く。

第四十七條 第三十條の規定は、選挙立会人にこれを準用する。

第四十八條 選挙会の区域と開票区の区域が同一である選挙については、第三十九條、第四十條、第四十二條第三項、第四十三條及び第四十四條の規定にかかわらず、当該選挙の開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に合せてこれを行うことができる。

前項の規定により開票の事務を選挙会の事務に合せて行う場合においては、開票管理者又は開票立会人は、選挙長又は選挙立会人を以てこれに充て、開票に関する次第は、選挙録



中にこれを併せて記載するものとする。

第四十九條 選挙長は、すべての開票管理者から第四十二條第三項の規定による報告を受け、た日又はその翌日に選挙会を開き、選挙立会人立会の上、その報告を調査し、各候補者の得票総数を計算しなければならない。

前條第一項の場合においては、選挙長は、前項の規定にかかわらず、投票の点検の結果により各候補者の得票総数を計算しなければならない。

選挙の一部が無効となり更に選挙を行った場合において、第四十二條第三項の規定による報告を受けたときは、選挙長は、第一項の例により、他の部分の報告とともに、更にこれを調査し、各候補者の得票総数を計算しなければならない。

第五十條 選挙長は、選挙録を作り、選挙会に関する次第を記載し、選挙立会人とともに、これに署名しなければならない。



選挙録は、第四十二條第三項の規定による報告に関する書類と併せて当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会において、普通地方公共団体の議会の議員又は長の任期間これを保存しなければならない。

第四十八條の場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、投票の有効無効を区別し、投票録及び選挙録と併せて当該普通地方公共団体の議会の議員又は長の任期間これを保存しなければならない。

第二十五條第三項の規定により都道府縣の選挙と市町村の選挙を同時に行う場合においては、前二項の規定にかかわらず、都道府縣の選挙管理委員会において関係書類を保存しなければならない。

第五十一條 第三十六條第一項本文、第二項及び第三項の規定は、選挙会にこれを準用する。

第五十二條 衆議院議員選挙法第六十條、第六十三條及び第六十六條の規定は、普通地方公共



団体の議会の議員及び長の選挙の選挙会にこれを準用する。

第六節 候補者及び当選人

第五十三條 候補者となろうとする者は、選挙の期日の告示があつた日から選挙の期日前七日までに、その旨を選挙長に届け出なければならない。

選挙人名簿に記載された者が他人を候補者としようとするときは、本人の承諾を得て、前項の期間内に、その推薦の届出をすることができる。

前二項の期間内に届出のあつた候補者が、普通地方公共団体の議会の議員の選挙にあつてはその選挙における議員の定数を超える場合、普通地方公共団体の長の選挙にあつては二人以上ある場合において、その期間を経過した後候補者が死亡し又は候補者たることを辞したときは、前二項の例により、選挙の期日前三日まで、候補者の届出又は推薦届出をすることができる。



普通地方公共団体の議会の議員の選挙においては、選挙区があるときは、一の選挙区において候補者となつた者は、他の選挙区においては、候補者の届出をし又はその推薦届出を承諾することができない。

候補者は、選挙長に届出をしなければ、候補者たることを辞することができない。

第一項乃至第三項及び前項の届出があつたとき、又は候補者が死亡したことを知つたときは、選挙長は、直ちにその旨を告示するとともに、これを当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に報告しなければならない。

第五十四條 都道府縣及び市の議会の議員又は長の選挙において候補者の届出又は推薦届出をしようとする者は、候補者一人につき、左の区分による金額又はこれに相当する額面の國債証券を供託しなければならない。

一 都道府縣知事の選挙

五千円

198



## 二 市長の選挙

三千円

## 三 都道府県の議会の議員の選挙

二千円

## 四 市の議会の議員の選挙

千円

候補者の得票数が、都道府県及び市の議会の議員の選挙にあつてはその選挙区内の議員の定数（選挙区がないときは議員の定数）を以て有効投票の総数を除して得た数の十分の一、都道府県知事及び市長の選挙にあつては有効投票の総数の十分の一に達しないときは、前項の供託物は、当該都道府県又は市に帰属する。

前項の規定は、候補者が選挙の期日前十日以内に候補者たることを辞した場合にこれを準用する。但し、被選挙権を有しなくなつたため候補者たることを辞したときは、この限りでない。

町村長の選挙において候補者の届出又は推薦届出をしようとする者は、選挙人三十人以



上の連署を以てこれをしなければならない。

第五十五条 有効投票の最多数を得た者を以て当選人とする。但し、普通地方公共団体の議会の議員の選挙にあつてはその選挙区内の議員の定数(選挙区がないときは議員の定数)を以て有効投票の総数を除して得た数の四分の一、普通地方公共団体の長の選挙にあつては有効投票の総数の八分の三以上の得票がなければならない。

当選人を定めるに当り得票数が同じであるときは、選挙区において、選挙長がくじでこれを定める。

第五十六条 第六十六条第一項、第二項若しくは第四項又は第六十八条第一項若しくは第二項の規定による異議の申立、訴願又は訴訟の結果、更に選挙を行わないで当選人を定めることができるときは、選挙会を開きこれを定めなければならない。

当選人が当選を辞したとき、死亡者であるとき、又は第五十七条の規定により当選を失つ



たときは、直ちに選挙会を開き前條第一項但書の得票者又は第六十五條第六項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものの中から当選人を定めなければならない。

第六十二條第一項第五号及び第六号の事由が第六十條第二項の期限前に生じた場合において前條第一項但書の得票者若しくは第六十五條第六項の規定の適用を受けた得票者があるとき、又はその期限經過後に生じた場合において前條第二項若しくは第六十五條第六項の規定の適用を受けた得票者があるときは、選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。

前三項の場合において、前條第一項但書の得票者又は前條第二項若しくは第六十五條第六項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものが選挙の期日後において被選挙権を有しなくなつたときは、これを当選人と定めることができない。

第五十七條 当選人は、選挙の期日後において被選挙権を有しなくなつたときは、当選を失



う。

第五十八條 第五十三條第一項乃至第三項の規定による届出があつた候補者が、普通地方公共団体の議会の議員の選挙にあつてはその選挙区における議員の定数（選挙区がないときは議員の定数）を超えないとき、普通地方公共団体の長の選挙にあつては一人であるときは、投票は、これを行わない。

第二十五條第一項又は第三項の規定により同時に選挙を行う場合において、前項の場合を生じたときは、当該選挙に係る部分の投票は、これを行わない。

前二項の規定により投票を行わないこととなつたときは、選挙長は、都道府縣の選挙にあつては市町村の選挙管理委員会を経、市町村の選挙にあつては自ら、直ちにその旨を投票管理者に通知し、併せてこれを告示し、且つ、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に報告しなければならない。



投票管理者は、前項の通知を受けたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

第一項及び第二項の場合においては、選挙長は、選挙の期日から五日以内に選挙会を開き、候補者を以て当選人と定めなければならない。

前項の場合において、候補者の被選挙権の有無は、選挙立会人の意見を聴き、選挙長がこれを決定しなければならない。

第五十九条 当選人が定まつたときは、選挙長は、直ちに当選人に当選の旨を告知し、同時に当選人の住所氏名を告示し、且つ、当選人の氏名及び得票数、その選挙における各候補者の得票総数その他選挙の次第を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に報告しなければならない。市町村の選挙にあつては、併せて都道府県の選挙管理委員会にもこれを報告しなければならない。

当選人がないとき、又は普通地方公共団体の議会の議員の選挙において当選人がその選



挙における議員の定数に達しないときは、選挙長は、直ちにその旨を告示し、且つ、これを当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に報告しなければならない。市町村の選挙にあつては、併せて都道府県の選挙管理委員会にもこれを報告しなければならない。

第六十條 当選人は、当選の告知を受けたときは、その当選を承諾するかどうかを当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出なければならない。

当選人が当選の告知を受けた日から十日以内に当選を承諾する旨の届出をしないときは、その当選を辞したものとみなす。

官吏で当選した者は、所属長官の許可を受けなければ、これを承諾することができない。

第六十一條 当選人が当選を承諾したときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちにこれに当選証書を付與し、その住所氏名を告示しなければならない。

当選人がなくなつたとき、又は普通地方公共団体の議会の議員の選挙において当選人が



その選挙における議員の定数に達しなくなつたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。

前二項の場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、左の区分により、直ちにその旨を報告しなければならない。

- 一 都道府県知事選挙にあつては主務大臣
- 二 都道府県の議会の議員選挙にあつては都道府県知事
- 三 市町村長の選挙にあつては都道府県知事及び都道府県の選挙管理委員会
- 四 市町村の議会の議員選挙にあつては都道府県知事、都道府県の選挙管理委員会及び市町村長

#### 第七節 特別選挙

第六十二條 左に掲げる事由の一が生じた場合において、普通地方公共団体の議会の議員の



選挙にあつては更に選挙を行わないで当選人を定めることができず又は更に選挙を行わないで当選人を定めてもなお当選人の不足数が第六十三條第一項にいう議員の欠員の数と通じて当該選挙区における議員の定数(選挙区がないときは議員の定数)の六分の一を超えるに至つたとき、普通地方公共団体の長の選挙にあつては更に選挙を行わないで当選人を定めることができなるときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、選挙の期日を定めてこれを告示し、更に選挙を行わせなければならない。但し、同一人に関し左に掲げるその他の事由により、又は第六十三條第一項の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

一 当選人がないとき、又は普通地方公共団体の議会の議員の選挙において当選人がその選挙における議員の定数に達しないとき

二 当選人が当選を辞したとき、又は死亡者であるとき



三 当選人が第五十七條の規定により当選を失つたとき

四 第六十六條第一項、第二項若しくは第四項又は第六十八條第一項若しくは第二項の規定による異議の申立、訴願又は訴訟の結果、当選人がなくなり、又は普通地方公共団体の議会の議員の選挙において当選人がその選挙における議員の定数に達しなくなつたとき

五 選挙運動を総括主宰した者が選挙に関する犯罪に因り刑に処せられ当選人の当選が無効となつたとき

六 当選人が選挙に関する犯罪に因り刑に処せられ当選が無効となつたとき

第六十六條第一項、第二項又は第四項の規定による異議の申立期間、異議の決定若しくは訴願の裁決が確定しない間又は訴訟が裁判所にかかつている間は、前項の選挙は、これを行うことができない。

第一項各号の一に該当する事由が普通地方公共団体の議会の議員の任期の終る前六箇月



以内に生じたときは、同項の選挙は、これを行わない。但し、議員の数がその定数の三分の二に達しなくなつたときは、この限りでない。

当選人の不足数が第六十三條第一項にいう普通地方公共団体の議会の議員の欠員の数と通じて当該選挙区における議員の定数(選挙区がないときは議員の定数)の六分の一を超えなくても、その区域において普通地方公共団体の他の選挙が行われるときは、その選挙と同時に更に選挙を行うことができる。

第六十三條 普通地方公共団体の議会の議員に欠員を生じた場合において選挙を行わないで当選人を定めることができず若しくは選挙を行わないで当選人を定めてもなおその欠員の数が前條第一項にいう当選人の不足数と通じて当該選挙区における議員の定数(選挙区がないときは議員の定数)の六分の一を超えるに至つたとき、又は普通地方公共団体の長が欠けるに至つたとき若しくはその退職の申立があつたときは、当該選挙に関する事務を管理



する選挙管理委員会は、選挙の期日を定めてこれを告示し選挙を行わせなければならない。但し、同一人に関し前條第一項の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

第六十條第二項の期限前に普通地方公共団体の議会の議員に欠員を生じた場合又は普通地方公共団体の長が欠け若しくはその退職の申立があつた場合において第五十五條第一項但書の得票者若しくは第六十五條第六項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつた者があるとき、又は第六十條第二項の期限経過後にこれらの事由を生じた場合において第五十五條第二項若しくは第六十五條第六項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつた者があるときは、直ちに選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。この場合においては、第五十六條第四項の規定を準用する。

前條第二項の規定は第一項の選挙に、同條第三項及び第四項の規定は第一項の普通地方



公共団体の議会の議員の選挙にこれを準用する。

第六十四條 普通地方公共団体の議会の議員又はその選挙における当選人について、第六十二條第一項又は前條第一項に掲げる事由が生じた場合において、議員又は当選人がすべてないとき又はすべてなくなつたときは、これらの規定にかかわらず、総選挙を行う。但し、これらの事由に関し第六十二條第一項若しくは前條第一項の規定による選挙の告示又は第五十六條第一項乃至第三項若しくは前條第二項の規定による選挙会の告示をしたときは、この限りでない。

第六十二條第二項の規定は、前項の選挙にこれを準用する。

一の普通地方公共団体の議会の議員に関する第六十二條第一項又は前條第一項の選挙を同時に行う場合においては、一の選挙を以て合併してこれを行う。

第六十五條 普通地方公共団体の長の選挙において第五十五條第一項但書の得票者がないと



きは、第二十四條第一項、第四項及び第五項並びに第六十二條第一項の規定にかかわらず、第五十九條第二項の規定による告示の日から都道府縣知事の選挙にあつては十五日以内、市町村長の選挙にあつては十日以内に更に選挙を行わなければならない。この場合においては、第五十三條第一項乃至第三項及び第五十四條第一項第一号又は第二号の規定にかかわらず、その選挙において有効投票の最多数を得た者二人を以て候補者とする。

第二十五條第三項の規定により都道府縣知事の選挙と市町村長の選挙を同時に行つた場合において、その選挙がともに前項の場合に該当するときは、都道府縣知事の選挙に関する第五十九條第二項の規定による告示の日から十五日以内において都道府縣の選挙管理委員会が定める期日に、その選挙を同時に行わなければならない。

前二項の場合においては、選挙管理委員会は、選挙の期日前五日までに選挙の期日を告示しなければならない。



第一項の場合において二人の候補者を定めるに当り得票数が同数であるため得票数によつては二人を定めることができないときは、選挙管理委員会がくじでこれを定める。

第一項の選挙にあつては、第五十五條第一項但書の規定にかかわらず、有効投票の過半数を得た者を以て当選人とする。

第一項の選挙における候補者の得票数が同じであるときは、前項の規定にかかわらず、選挙長がくじで当選人を定めなければならない。

第一項の選挙において候補者が死亡し又は候補者たることを辞したため候補者が一人となつたときは、投票は、これを行わない。この場合においては、第五十八條第二項乃至第六項の規定を準用する。

第一項の選挙における第三十條第七項又はこれを準用する第四十條若しくは第四十七條の規定の適用については、これらの規定中三人とあるのは、二人とする。



## 第八節 争訟

第六十六條 選挙人又は候補者は、選挙又は当選の効力に関し異議があるときは、選挙に関し  
ては選挙の日、当選に関しては第五十九條第一項又は第二項の告示の日から十四日以内に、  
当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対しこれを申し立てることができる。

前項の規定による市町村の選挙管理委員会の決定に不服がある者は、都道府県の選挙管  
理委員会に訴願することができる。

第一項の規定による決定及び前項の規定による裁決は、文書を以てこれをし、理由を附け  
てこれを申立人に交付するとともに、その要旨を告示しなければならない。

第一項の規定による都道府県の選挙管理委員会の決定又は第二項の規定による裁決に不  
服がある者は、高等裁判所に出訴することができる。

普通地方公共団体の長の選挙について前條第一項の選挙を行った場合においては、第一



項の期間は、前條第二項の選挙の日又はその選挙に関する第五十九條第一項若しくは第二項の告示の日からこれを起算する。

衆議院議員選挙法第四百四十一條及び第四百四十一條ノ三の規定は、第四項の規定による訴訟にこれを準用する。

第一項の規定による市町村の選挙管理委員会の決定に対しては、第二項の規定による裁決を受けた後でなければ裁判所に出訴することができない。

第六十七條 選挙の規定に違反することがあるときは、選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、選挙管理委員会又は裁判所は、その選挙の全部又は一部の無効を決定し、裁決し又は判決しなければならぬ。

第六十八條 衆議院議員選挙法第十條の規定の準用により当選を無効であると認める選挙人又は候補者は、当選人を被告として、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の



属する普通地方公共団体の区域を管轄する高等裁判所に出訴することができる。

檢察官は、衆議院議員選挙法第百十二條乃至第百十三條の規定の準用による罪にあたる事件の被告人が選挙運動を総括主宰した者であるため同法第百三十六條の規定の準用により当選が無効であると認めるときは、公訴に附帶し、当選人を被告として、訴訟を提起しなければならない。

衆議院議員選挙法第百四十一條及び第百四十一條ノ三の規定は、第一項の規定による訴訟に、同法第百四十一條ノ二及び第百四十一條ノ三の規定は、前項の訴訟にこれを準用する。

第六十九條 裁判所は、第六十六條第四項又は前條第一項の訴訟を裁判するに当り、檢察官をして口頭弁論に立ち会わしめることができる。

第七十條 第六十六條第四項の規定による訴訟が提起されたとき、裁判所にかからなくなつ



たとき若しくはその訴訟につき判決があつたとき又は第六十八條第一項の規定による訴訟につき判決があつたとき、若しくは第六十八條第三項の規定による訴訟につき判決が確定し効力を生じたときは、裁判所は、関係のある普通地方公共団体の長を経て当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に通知しなければならない。

第七十一條 第六十八條第一項の規定による訴訟を提起しようとする者は、保証金として三百円又はこれに相当する額面の國債証券を供託しなければならない。

原告が敗訴した場合において、裁判が確定した日から七日以内に裁判費用を完納しないときは、保証金を以てこれに充て、なお足りないときは、これを追徴する。

#### 第九節 選挙運動及び罰則

第七十二條 衆議院議員選挙法第十章及び第十一章並びに第四百十條第二項の規定は、普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の選挙運動に、同法第四百十條第三項乃至第五項



の規定は、都道府縣知事の選挙の選挙運動にこれを準用する。但し、政令で特別の定をすることができらる。

第七十三條 衆議院議員選挙法第十二章並びに第四百二十二條、第四百十三條及び第四百十七條の規定は、普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙にこれを準用する。但し、政令で特別の定をすることができらる。

#### 第五章 直接請求

##### 第一節 條例の制定及び監査の請求

第七十四條 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、條例の制定の請求をすることができらる。

前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しな



なければならない。

普通地方公共団体の長は、第一項の請求を受理した日から二十日以内に議会を招集し、意見を附けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

第一項の選挙権を有する者とは、選挙人名簿確定の日においてこれに記載された者とし、その総数の五十分の一の数は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会において、選挙人名簿確定後直ちにこれを告示しなければならない。

第七十五條 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、普通地方公共団体の監査委員に対し、当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理、出納その他の当該普通地方公共団体の事務及び当該普通地方公共団体の長の権限に属する事務の執行に関し、監査の請求をすることができる。



前項の請求があつたときは、監査委員は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

監査委員は、第一項の請求に係る事項につき監査し、その結果を同項の代表者に通知し、且つ、これを公表するとともに、当該普通地方公共団体の議会及び長に報告しなければならない。

監査委員を置かない市町村においては、第一項の請求は、市町村長に対してこれをし、前二項の規定による監査委員の職務は、当該普通地方公共団体の長に対する報告に関するものを除く外、市町村長がこれを行う。

前條第四項の規定は、第一項の選挙権を有する者及びその総数の五十分の一の數にこれを準用する。

#### 第二節 解散及び解職の請求

第七十六條 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一以上の者



の連署を以て、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の議会の解散の請求をすることができらる。

前項の請求があつたときは、委員会は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

第一項の請求があつたときは、委員会は、これを選挙人の投票に付さなければならない。

第七十四條第四項の規定は、第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数にこれを準用する。

第七十七條 解散の投票の結果が判明したときは、選挙管理委員会は、直ちにこれを前條第一項の代表者及び当該普通地方公共団体の議会の議長に通知し、且つ、これを公表するとともに、都道府縣にあつては都道府縣知事及び内務大臣、市町村にあつては市町村長及び都道府縣知事に報告しなければならない。

第七十八條 普通地方公共団体の議会は、第七十六條第三項の規定による解散の投票におい



て過半数の同意があつたときは、前條の公表の日において解散するものとする。

第七十九條 第七十六條第一項の規定による普通地方公共団体の議会の解散の請求は、その議会の議員の総選挙のあつた日から一年間及び同條第三項の規定による解散の投票のあつた日から一年間は、これをする事ができない。

第八十條 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、所属の選挙区におけるその総数の三分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該選挙区に属する普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求をすることができる。この場合において選挙区がないときは、選挙権を有する者の総数の三分の一以上の者の連署を以て、議員の解職の請求をすることができる。

前項の請求があつたときは、委員会は、直ちに請求の要旨を関係区域内に公表しなければならない。



第一項の請求があつたときは、委員会は、これを当該選挙区の選挙人の投票に付さなければならぬ。この場合において選挙区がないときは、すべての選挙人の投票に付さなければならぬ。

第七十四條第四項の規定は、第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数にこれを準用する。

第八十一條 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の長の解職の請求をすることができる。

第七十四條第四項の規定は、前項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数に、第七十六條第二項及び第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第八十二條 第八十條第三項の規定による解職の投票の結果が判明したときは、普通地方公



共団体の選挙管理委員会は、直ちにこれを同條第一項の代表者並びに当該普通地方公共団体の議会の関係議員及び議長に通知し、且つ、これを公表するとともに、都道府縣にあつては都道府縣知事及び内務大臣、市町村にあつては市町村長及び都道府縣知事に報告しなければならぬ。

前條第二項の規定による解職の投票の結果が判明したときは、委員会は、直ちにこれを同條第一項の代表者並びに当該普通地方公共団体の長及び議会の議長に通知し、且つ、これを公表するとともに、都道府縣及び市にあつては内務大臣、町村にあつては都道府縣知事に報告しなければならぬ。

第八十三條 普通地方公共団体の議会の議員又は長は、第八十條第三項又は第八十一條第二項の規定による解職の投票において、過半数の同意があつたときは、その職を失う。

第八十四條 第八十條第一項又は第八十一條第一項の規定による普通地方公共団体の議会の



議員又は長の解職の請求は、その就職の日から一年間及び第八十條第三項又は第八十一條第二項の規定による解職の投票の日から一年間は、これをする事ができない。

第八十五條 政令で特別の定をするものを除く外、第四章の規定は、第七十六條第三項の解散の投票並びに第八十條第三項及び第八十一條第二項の規定による解職の投票にこれを準用する。

前項の投票は、政令の定めるところにより、普通地方公共団体の選挙と同時にこれを行うことができる。

第八十六條 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、副知事若しくは助役、出納長若しくは収入役、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求をすることができる。

前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しな



ければならない。

第一項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、これを議会に付議し、その結果を同項の代表者及び関係者に通知し、且つ、これを公表するとともに、都道府縣にあつては内務大臣、市町村にあつては都道府縣知事に報告しなければならない。

第七十四條第四項の規定は、第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数にこれを準用する。

第八十七條 前條第一項に掲げる職に在る者は、同條第三項の場合において、当該普通地方公共団体の議会の議員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意があつたときは、その職を失う。

第八十八條 第八十六條第一項の規定による副知事若しくは助役又は出納長若しくは収入役の解職の請求は、その就職の日から一年間及び同條第三項の規定による議会の議決の日か



ら一年間は、これをする事ができない。

第八十六條第一項の規定による選挙管理委員又は監査委員の解職の請求は、その就職の日から六箇月間及び同條第三項の規定による議会の議決の日から六箇月間は、これをする事ができない。

## 第六章 議会

### 第一節 組織

第八十九條 普通地方公共団体に議会を置く。

第九十條 都道府縣の議会の議員の定数は、人口七十万未満の都道府縣にあつては四十人とし、人口七十万以上百万未満の都道府縣にあつては人口五万、人口百万以上の都道府縣にあつては人口七万を加えることに各、議員一人を増し、百二十人を以て定限とする。

前項の議員の定数は、総選挙を行う場合でなければこれを増減することができない。



第九十一條 市町村の議会の議員の定数は、左の通りとし、人口三十万以上五十万未満の市に

あつては人口十萬、人口五十萬以上の市にあつては人口二十萬を加えることに各、議員四人を増し、百人を以て定限とする。

- 一 人口二十萬未満の町村 十二人
- 二 人口二十萬以上五十萬未満の町村 十六人
- 三 人口五十萬以上一萬萬未満の町村 二十二人
- 四 人口一萬萬以上二萬萬未満の町村 二十六人
- 五 人口五萬萬未満の市及び人口二萬萬以上の町村 三十人
- 六 人口五萬萬以上十萬萬未満の市 三十六人
- 七 人口十萬萬以上二十萬萬未満の市 四十人
- 八 人口二十萬萬以上三十萬萬未満の市 四十四人



## 九 人口三十万以上の市

四十八人

六六

議員の定数は、條例で特にこれを増減することができる。但し、前項の定限を超えることができない。

第一項の議員の定数は、総選挙を行う場合でなければ、これを増減することができない。

但し、著しく人口の増減があつた場合において同項の定数以内の数を増減することは、この限りでない。

第九十二條 普通地方公共団体の議会の議員は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。

普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体の有給の職員と兼ねることができない。

第九十三條 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、四年とする。



前項の任期は、総選挙の日からこれを起算する。但し、普通地方公共団体の議会の議員の任期満了の日前に総選挙を行つた場合においては、前任者の任期満了の日の翌日から、これを起算する。

補欠議員は、前任者の残任期間在任する。

議員の定数に異動を生じたためあらたに選挙された議員は、総選挙により選挙された議員の任期満了の日まで在任する。

第九十四条 市町村の議会の議員の定数に異動を生じたため議員の解任を必要とするときは、市町村長がくじで解任すべき議員を定める。但し、議員に欠員を生じ又は議員の選挙において当選人に不足を生じているときは、その欠員又は不足の当選人を以て解任すべき議員に充てなければならない。

前項但書の場合において、欠員及び不足の当選人の数が解任すべき議員の数を超えると



きは、解任すべき議員に充てる欠員及び不足の当選人の順序は、その事由を生じた時の前後により、その事由を生じた時が同時であるときは、市町村長がくじでこれを定める。

市町村の議会の議員の定数に異動を生じたため議員の解任を必要とする場合において選挙区があるときは、第二十二條第八項の條例でまずいずれの選挙区の議員を解任すべきかを定め、当該選挙区所属の議員につき前二項の例により解任すべき議員を定めなければならぬ。

第九十五條 特別の事情がある町村においては、條例で第八十九條の規定にかかわらず、議会を置かず、選挙権を有する者の總會を設けることができる。

町村總會に関しては、町村の議会に関する規定を準用する。

#### 第二節 権限

第九十六條 普通地方公共団体の議会は、左に掲げる事件を議決しなければならない。



- 一 條例を設け又は改廃すること。
- 二 歳入歳出予算を定めること。
- 三 決算報告を認定すること。
- 四 法律又は政令に規定するものを除く外、使用料、手数料、地方税、分担金、加入金又は夫役現品の賦課徴収に関すること。
- 五 歳入歳出予算を以て定めるものを除く外、あらたに義務の負担をし、及び権利を放棄すること。
- 六 異議の申立、訴願、訴訟及び和解に関すること。
- 七 普通地方公共団体の区域内の団体等の活動の総合調整に関すること。
- 八 その他法令により議会の権限に属する事項。
- 九 前項に定めるものを除く外、普通地方公共団体は、條例で普通地方公共団体に関する事件



につき議会の議決すべきものを定めることができる。

第九十七條 普通地方公共団体の議会は、法律又は政令によりその権限に属する選挙を行わなければならない。

第九十八條 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長の報告を請求して事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

第九十九條 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の長に委任された國、他の地方公共団体その他公共団体の事務に関し、当該普通公共団体の長の説明を求め、又はこれに対し意見を述べることができる。



議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を関係行政廳に提出することができる。

第百條 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

議会在前項の規定による調査を行うため当該普通地方公共団体の区域内の団体等に対し照会をし又は記録の送付を求めたときは、当該団体等は、その求めに應じなければならぬ。

### 第三節 招集及び会期

第百一條 普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。議員定数の四分の一以上から會議に付議すべき事件を示して臨時会の招集の請求があるときは、当該普通地方公共団体の長は、これを招集しなければならない。



招集は、開会の日前、都道府縣及び市にあつては七日、町村にあつては三日までにこれを告示しなければならない。但し、急施を要する場合は、この限りでない。

第一百二條 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

定例会は、毎年六回以上これを招集しなければならない。

臨時会は、必要がある場合において、この事件に限りこれを招集する。

臨時会に付議すべき事件は、普通地方公共団体の長が予めこれを告示しなければならない

い。

臨時会の閉会中に急施を要する事件があるときは、前二項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

普通地方公共団体の議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会がこれを定める。



第四節 議長及び副議長

第百三條 普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長一人を選挙しなければならぬ。

議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

第百四條 普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会を代表する。

第百五條 普通地方公共団体の議会の議長は、委員会に出席し、発言することができる。

第百六條 普通地方公共団体の議会の議長に故障があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

議長及び副議長にともに故障があるときは、仮議長を選挙し、議長の職務を行わせる。

議会は、仮議長の選任を議長に委任することができる。



第一百七七條 第一百三條第二項及び前條第二項の規定による選挙を行う場合において、議長の職務を行う者が不在ときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う。

第一百八條 普通地方公共団体の議会の議長及び副議長は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、副議長は、議会の閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。

#### 第五節 委員会

第一百九條 普通地方公共団体の議会の議員は、條例で常任委員会を置くことができる。

常任委員は、会期の始めに議会において選任し、議員の任期中在任する。

常任委員会は、普通地方公共団体の事務に関する部門ごとにこれを設けることができる。

常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議



案、陳情等を審査する。

常任委員会は、予算その他重要な議案、陳情等について公聴会を開き、眞に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

常任委員会は、議会の議決により特に付議された事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。

第一百十條 普通地方公共団体の議会は、條例で特別委員会を置くことができる。

特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

特別委員会は、会期中に限り、議会の議決により付議された事件を審査する。

第一百一十條 前二條に定めるものを除く外、常任委員会及び特別委員会に関し必要な事項は、條例でこれを定める。



## 第六節 会議

第百十二條 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議事に議案を提出することができる。但し、歳入歳出予算については、この限りでない。

前項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしたなければならない。

第百十三條 普通地方公共団体の議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、議事を開き議決することができない。但し、第百十七條の規定による除斥のため半数に達しないとき、同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき、又は招集に應じても出席議員が定数を欠き議長において出席を催告してもなお半数に達しないとき若しくは半数に達してもその後半数に達しなくなつたときは、この限りでない。

第百十四條 普通地方公共団体の議会の議員の定数の半数以上の者から請求があるときは、議長は、その日の会議を開かなければならない。この場合において議長がなお会議を開か



ないときは、第百六條第一項又は第二項の例による。

前項の規定により会議を開いたとき、又は議員中に異議があるときは、議長は、会議の議決によらない限り、その日の会議を閉じ又は中止することができない。

第百十五條 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員三人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

前項但書の議長又は議員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならぬ。

第百十六條 この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

前項の場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない。



第一百七七條 普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に関する事件については、その議事に參與することができない。但し、議会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができ。

第一百八八條 法律又は政令により普通地方公共団体の議会において行う選挙については、第三十二條、第四十一條及び第五十五條（普通地方公共団体の長の選挙に関する部分を除く。）の規定を準用する。その投票の効力に関し異議があるときは、議会がこれを決定する。

議会は、議員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推選の方法を用いることができる。

指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人を以て当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、議員の全員の同意があつた者を以て当選人とする。



一の選挙を以て二人以上を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

第一項の規定による決定に不服がある者は、都道府縣にあつては内務大臣、市町村にあつては都道府縣知事に訴願することができる。

前項の規定による裁決に不服がある者は、高等裁判所に出訴することができる。

第一項の規定による決定は、文書を以てし、その理由を附けてこれを本人に交付しなければならぬ。

第百十九條 会期中に議決に至らなかつた事件は、後会に継続しない。

第百二十條 普通地方公共団体の議会の議員は、選挙人の指示又は委嘱を受けてはならない。

第百二十一條 普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない。

第百二十二條 普通地方公共団体の長、選挙管理委員会の委員長及び監査委員並びにその委



八。  
任又は囑託を受けた者は、何時でも付議された事件について発言するため議場に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

前項の出席者が発言を求めるときは、議長は、直ちにこれを許可しなければならない。但し、そのため議員の演説を中止させることができない。

第二百二十三條 議長は、書記長（書記長を置かない市町村においては書記）をして会議録を調製し、会議の次第及び出席議員の氏名を記載させなければならない。

会議録には、議長及び議会において定めた二人以上の議員が署名しなければならない。

議長は、会議録の写を添えて会議の結果を普通地方公共団体の長及び都道府縣にあつては内務大臣、市町村にあつては都道府縣知事に報告しなければならない。

#### 第七節 請願



第二百二十四條 普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

第二百二十五條 普通地方公共団体の議会は、その採択した請願で当該普通地方公共団体の長、選挙管理委員会又は監査委員において措置することが適当と認めるものは、これらの者にこれを送付し、且つ、その請願の経過及び結果の報告を請求することができる。

#### 第八節 議員の辞職及び資格の決定

第二百二十六條 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。

第二百二十七條 普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者であるときは、その職を失う。その被選挙権の有無は、議員が左の各号の一に該当するため被選挙権を有しない場合を除く外、議会がこれを決定する。この場合においては、出席議員の三分の二以上の



多数によりこれを決定しなければならない。

一 禁治産者又は準禁治産者となつたとき

二 禁錮以上の刑に処せられたとき

三 選挙に関する犯罪に因り罰金の刑に処せられたとき

都道府県の議会の議員は、住所を移したため被選挙権を失つても、その住所が同一都道府県の区域内に在るときは、そのためにその職を失うことはない。

第一項の場合においては、議員は、第一百七七條の規定にかかわらず、その会議に出席して自己の資格に関し弁明することはできるが決定に加わることができない。

第一百八條第五項乃至第七項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

第二百二十八條 普通地方公共団体の議会の議員は、第六十六條第一項、第二項若しくは第四項、第六十八條第一項若しくは第二項又は前條の規定による決定若しくは裁決又は判決が



確定するまでは、その職を失わない。

#### 第九節 紀律

第二百二十九條 普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

議長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の会議を閉じ、又は中止することができる。

第三百十條 傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、普通地方公共団体の議会の議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させ、必要がある場合においては、これを警察官吏に引き渡すことができる。



傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。

前三項に定めるものを除く外、議長は、傍聴人の取締りに関し必要な規則を設けなければならない。

第三百三十一條 議場の秩序を乱し又は会議を妨害するものがあるときは、議員又は第二百二十

二條第一項の規定による出席者は、議長の注意を喚起することができる。

第三百三十二條 普通地方公共団体の議会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

第三百三十三條 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会において、侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができる。

#### 第十節 懲罰

第三百三十四條 普通地方公共団体の議会は、この法律及び会議規則に違反した議員に対し、議



決により懲罰を科することができる。

懲罰に関し必要な事項は、会議規則中にこれを定めなければならない。

第三百三十五條 懲罰は、左の通りとする。

- 一 公開の議場における戒告
- 二 公開の議場における陳謝
- 三 一定期間の出席停止

#### 四 除名

前項第四号の除名については、当該普通地方公共団体の議会の議員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意がなければならぬ。

第三百三十六條 普通地方公共団体の議会は、除名された議員で再び当選した議員を拒むことができない。



第三百三十七條 普通地方公共団体の議会の議員が正当な理由がなくて招集に應じないため、又は正当な理由がなくて会議に欠席したため、議長が、特に招状を発しても、なお故なく出席しない者は、議長において、議会の議決を経て、これに懲罰を科することができる。

#### 第十一節 書記長及び書記

第三百三十八條 普通地方公共団体の議会に書記長及び書記を置く。但し、市町村においては、書記長を置かないことができる。

書記長及び書記は、議長がこれを選任する。

書記長は、議長の命を受け議会の庶務を整理する。

書記は、上司の指揮を受け議会の庶務に従事する。

### 第七章 執行機関

#### 第一節 普通地方公共団体の長



## 第一款 地位

第三十九條 都道府縣に知事を置く。

市町村に市町村長を置く。

第四十條 普通地方公共団体の長の任期は、四年とする。

前項の任期は、選挙の日からこれを起算する。但し、普通地方公共団体の長の任期満了の日前に選挙を行つた場合においては、前任者の任期満了の日の翌日から、これを起算する。

第四十一條 普通地方公共団体の長は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の議会の議員及び地方公共団体の有給の職員と兼ねることができない。

第四十二條 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をし、又は当該普



通地方公共団体において経費を負担する事業につきその団体の長若しくはその団体の長の委任を受けた者に対し請負をする者及びその支配人、又は主として同一の行爲をする法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役又はこれに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

第四百四十三條 普通地方公共団体の長が、被選挙権を有しなくなつたときは、その職を失う。

その被選挙権の有無は、普通地方公共団体の長が第二百二十七條第一項に掲げる事由の一に該当するため被選挙権を有しない場合を除く外、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会がこれを決定しなければならない。

第四百十八條第五項乃至第七項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第一項の規定に対しては、前項において準用する第四百十八條第五項の規定による裁決を受けた後でなければ、裁判所に出訴することができない。



第四百四十四條 普通地方公共団体の長は、第六十六條第一項、第二項若しくは第四項、第六十八條第一項若しくは第三項又は前條第二項の規定による決定若しくは裁決又は判決が確定するまでは、その職を失わない。

第四百四十五條 普通地方公共団体の長は、退職しようとするときは、その退職しようとする日前、都道府県知事にあつては三十日、市町村長にあつては二十日までに、当該普通地方公共団体の議会の議長に申し出なければならぬ。但し、議会の同意を得たときは、その期日前に退職することができる。

第四百四十六條 内務大臣は、都道府県知事が著しく不適任であると認めるときは、政令の定めるところにより、公聴会を開いて、これを解職することができる。

都道府県知事は、市町村長が著しく不適任であると認めるときは、前項の例により、これを解職することができる。



## 第二款・権限

第四百十七條 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。

第四百十八條 都道府県知事は、当該都道府県の事務及び部内の行政事務並びに従来法令により及び将来法律又は政令によりその権限に属する他の地方公共団体その他公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。

市町村長は、当該市町村の事務並びに従来法令により及び将来法律又は政令によりその権限に属する國、他の地方公共団体その他公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。

第四百十九條 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

- 一 普通地方公共団体の経費を以て支弁すべき事件を執行すること。
- 二 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
- 三 財産及び營造物を管理すること。



四 収入及び支出を命令し並びに会計を監督すること。

五 証書及び公文書類を保管すること。

六 法律及び政令又は普通地方公共団体の議会の議決により使用料、手数料、地方税、分担金、加入金又は夫役現品を賦課徴収すること。

七 その他法令によりその権限に属する事項

第百五十條 普通地方公共団体の長の権限に属する國の事務の処理については、普通地方公共団体の長は、都道府縣にあつては主務大臣、市町村にあつては都道府縣知事及び主務大臣の指揮監督を受ける。

第百五十一條 都道府縣知事は、その管理に属する行政廳又は市町村長の権限に属する國又は当該都道府縣の事務につき、その処分が成規に違反し、公益を害し、又は権限を犯すと認めるときは、その処分を取り消し、又は停止することができらる。



市町村長は、前項の例により、その管理に属する行政廳の処分を取り消し又は停止することができるとができる。

第二百五十二條 普通地方公共團體の長に故障があるときは、副知事又は助役がその職務を代理する。この場合において副知事又は助役が二人以上あるときは、予め当該普通地方公共團體の長が定めた順序により、その職務を代理する。

副知事若しくは助役にも故障があるとき又は助役を置かない町村において町村長に故障があるときは、当該普通地方公共團體の長の指定する吏員がその職務を代理する。

第二百五十三條 普通地方公共團體の長は、その権限に属する事務の一部を当該普通地方公共團體の吏員に委任し、又はこれをして臨時に代理させることができる。

都道府縣知事は、その権限に属する事務の一部をその管理に属する行政廳又は市町村長に委任することができる。



都道府縣知事は、その権限に属する事務の一部を市町村の職員をして補助執行させることができる。

第百五十四條 普通地方公共団体の長は、その補助機関たる職員を指揮監督し、法律の定めるところにより、その任免、分限、給與、服務、懲戒等に関する事項を掌る。

第百五十五條 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、條例で、必要な地に、都道府縣にあつては支廳（道にあつては支廳出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあつては支所を設けることができる。

政令で指定する市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、條例でその区域を分けて区を設け、区の事務所を置くものとする。

法律又は政令で特別の定をするものを除く外、行政区に関する規定は、前項の区にこれを準用する。



支廳若しくは地方事務所又は支所若しくは区の事務所の位置、名称及び所管区域は、條例でこれを定めなければならない。

九四

第二百五十六條 普通地方公共団体の長は、前條第一項に定めるものを除く外、法律又は政令の定めるところにより、警察署その他の行政機関を設けるものとする。

前項の行政機関の位置、名称及び所管区域は、條例又は規則でこれを定める。

都道府県知事は、法律又は政令の定めるところにより、食糧事務所、木炭事務所、社会保険出張所その他行政機関の長を指揮監督することができる。

第二百五十七條 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事



務を視察することができる。

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の団体等の監督上必要な処分をし又は当該団体等の監督官廳の措置を申請することができる。

前項の監督官廳は、普通地方公共団体の長の処分を取り消すことができる。

第百五十八條 都道府縣知事は、その権限に属する事務を分掌させるため、左に掲げる局部を設けなければならない。但し、必要があるときは、條例で、局部を分合し又は事務の配分を変更することができる。

都

総務部

- 一 職員の進退及び身分に関する事項
- 二 議会及び都の行政一般に関する事項



- 三 市町村その他公共団体の行政一般の監督に関する事項
- 四 他の主管に属しない事項

会計部

- 一 会計に関する事項

民生局

- 一 社会事業その他国民生活の保護指導に関する事項
- 二 社会保険に関する事項

教育局

- 一 教育学藝に関する事項

経済局

- 一 農業、工業、商業、森林及び水産に関する事項



- 二 物資の配給及び物價の統制に関する事項
- 三 度量衡に関する事項

建設局

- 一 建設及び復興一般に関する事項
  - 二 都市計画に関する事項
  - 三 住宅及び建築に関する事項
  - 四 土木に関する事項
- 交通局
- 一 交通に関する事項

水道局

- 一 水道及び下水道に関する事項



## 衛生局

- 一 保健衛生に関する事項

## 労働局

- 一 勤労に関する事項

## 道府縣

## 総務部

- 一 職員の進退及び身分に関する事項

- 二 議会及び道府縣の行政一般に関する事項

- 三 市町村その他公共団体の行政一般の監督に関する事項

- 四 他の主管に属しない事項

## 民生部



一 社会事業その他國民生活の保護指導に関する事項

二 社会保険に関する事項

三 保健衛生に関する事項

四 勤勞に関する事項

教育部

一 教育学藝に関する事項

經濟部

一 農業、工業、商業、森林及び水産に関する事項

二 物資の配給及び物價の統制に関する事項

三 度量衡に関する事項

土木部



一 土木に関する事項

二 都市計画に関する事項

三 住宅及び建築に関する事項

四 交通に関する事項

農地部

一 農地関係の調整に関する事項

二 開拓に関する事項

警察部

一 警察に関する事項

都道府県知事は、その権限に属する事務を分掌させるため、局部の下に必要な分課を設けることができる。



市町村長は、その権限に属する事務を分掌させるため、條例で必要な部課を設けることができる。

第五百五十九條 普通地方公共団体の長の事務引継に関する規定は、政令でこれを定める。

前項の政令には、正当の理由がなくて事務の引継を拒んだ者に対し、千円以下の過料を科する規定を設けることができる。

第六十條 非常災害のため必要があるときは、市町村長は、他人の土地を一時使用し又はその土石、竹木その他の物品を使用し若しくは収用することができる。この場合においては、市町村は、その損失を補償しなければならない。

非常災害に因る危険防止のため必要があるときは、市町村長、警察官吏又は所轄廳は、市町村の区域内の住民をして防禦に従事させることができる。

### 第三款 補助機関



第六十一條 都道府縣に副知事一人を置く。

副知事の定数は、條例で人口二百万以上の都道府縣にあつては二人、人口三百万以上の都道府縣にあつては三人までこれを増加することができる。

市町村に助役一人を置く。但し、町村は、條例でこれを置かないことができる。

助役の定数は、條例でこれを増加することができる。

第六十二條 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

第六十三條 副知事及び助役の任期は、四年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

第六十四條 第二十條の規定に該当する者は、副知事又は助役となることができない。

副知事又は助役は、第二十條の規定に該当するに至つたときは、その職を失う。



第六十五條 普通地方公共団体の長の職務を代理する副知事又は助役は、退職しようとするときは、その退職しようとする日前二十日まで、当該普通地方公共団体の議会の議長に申し出なければならぬ。但し、議会の承認を得たときは、その期日前に退職することができる。

前項に規定する場合を除く外、副知事又は助役は、その退職しようとする日前二十日まで、当該普通地方公共団体の長に申し出なければならぬ。但し、当該普通地方公共団体の長の承認を得たときは、その期日前に退職することができる。

第六十六條 副知事及び助役は、第二十一條第二項に掲げる職と兼ねることができない。

第六十七條、第六十八條及び第六十九條の規定は、副知事及び助役にこれを準用する。

第七十條 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長を補佐し、吏員の担任する事務を監



督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理する。

第百六十八條 都道府縣に出納長及び副出納長を置く。

市町村に収入役一人を置く。但し、町村は、條例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

市町村は、條例で副収入役を置くことができる。

副出納長及び副収入役の定数は、條例でこれを定める。

出納長及び副出納長並びに収入役及び副収入役は、第二十一條第二項に掲げる職と兼ねることができない。

第百四十一條、第百四十二條、第百五十九條、第百六十二條、第百六十三條本文及び第百六十四條の規定は、出納長及び副出納長並びに収入役及び副収入役にこれを準用する。

第百六十九條 普通地方公共団体の長、副知事若しくは助役又は監査委員と親子、夫婦又は兄



弟姉妹の關係にある者は、出納長若しくは副出納長又は収入役若しくは副収入役となることができない。

出納長若しくは副出納長又は収入役若しくは副収入役は、前項に規定する關係が生じたときは、その職を失う。

出納長又は収入役と親子、夫婦又は兄弟姉妹の關係にある者は、副出納長又は副収入役となることができない。

副出納長又は副収入役は、前項に規定する關係が生じたときは、その職を失う。

第一百七十條 出納長及び収入役は、当該普通地方公共団体の出納その他の會計事務並びに当該普通地方公共団体の長その他の吏員及び選挙管理委員会の権限に属する國、他の地方公共団体その他公共団体の事務に関する出納その他の會計事務を掌る。但し、法令に特別の規定があるものは、この限りでない。



副出納長又は副収入役は、出納長又は収入役の事務を補助し、出納長又は収入役に故障があるときは、その職務を代理する。副出納長又は副収入役が二人以上あるときは、予め当該普通地方公共団体の長が定めた順序により、その職務を代理する。

普通地方公共団体の長は、出納長又は収入役をしてその事務の一部を副出納長又は副収入役に委任させることができる。但し、当該普通地方公共団体の出納その他の会計事務については、予め議会の同意を得なければならぬ。

副収入役を置かない市町村にあつては、市町村長は、市町村の議会の同意を得て、収入役に故障があるときその職務を代理すべき吏員を定めて置かなければならぬ。

第七十一條 普通地方公共団体は、出納員を置くことができる。

出納員は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

出納員は、出納長若しくは副出納長又は収入役若しくは副収入役の命を受けて出納事務



を掌る。

前條第三項の規定は、出納員にこれを準用する。

第七十二條 前十一條に定める者を除く外、普通地方公共団体に必要な吏員を置く。

前項の吏員は、普通地方公共団体の長がこれを任免する。

第一項の吏員の定数は、條例でこれを定める。

第七十三條 前條第一項の吏員は、事務吏員、技術吏員、教育吏員及び警察吏員とする。

事務吏員は、上司の命を受け、事務を掌る。

技術吏員は、上司の命を受け、技術を掌る。

教育吏員は、上司の命を受け、教育を掌る。

警察吏員は、上司の命を受け、警察に関する事務を掌る。

第七十四條 普通地方公共団体は、常設又は臨時の専門委員を置くことができる。



専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、普通地方公共団体の長が、これを選任する。

専門委員は、普通地方公共団体の長の委託を受け、その権限に属する事務に関し必要な事項を調査する。

第一百七十五條 都道府縣の支廳若しくは地方事務所又は市町村の支所若しくは第一百五十五條

第二項の市の区の事務所の長は、事務吏員を以てこれに充てる。

警察署の長は、警察吏員を以てこれに充てる。

前二項に規定する機関の長は、普通地方公共団体の長の定めるところにより、上司の指揮を受け、その主管の事務を掌理し部下の吏員を指揮監督する。

#### 第四款 議会との関係

第一百七十六條 普通地方公共団体の議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは



会議規則に違反すると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付し又は再選挙を行わせなければならない。

前項の規定による議会の議決又は選挙がなおその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、普通地方公共団体の長は、都道府縣にあつては内務大臣、市町村にあつては都道府縣知事の指揮を請わなければならない。

内務大臣又は都道府縣知事は、前二項の議決又は選挙を取り消すことができる。

第二項の指揮又は前項の処分不服のある普通地方公共団体の議会又は長は、高等裁判所に出訴することができる。

第七十七條 普通地方公共団体の議会の議決が明らかに公益を害すると認めるときは、当

該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付さなければならない。

前項の規定による議会の議決がなお明らかに公益を害すると認めるときは、当該普通地



方公共団体の長は、都道府縣にあつては内務大臣、市町村にあつては都道府縣知事の指揮を請わなければならない。

議会の議決が、収入又は支出に関し執行することができないものがあるときは、前二項の例による。左に掲げる経費を削除し又は減額した場合において、その経費及びこれに伴う収入についても、また、同様とする。

一 法令により負担する経費、法律の規定に基き当該行政廳の職権により命ずる経費その他の普通地方公共団体の義務に属する経費

二 非常の災害に因る應急又は復旧の施設のために必要な経費、傳染病予防のために必要な経費その他の緊急で避けることのできない経費

前二項の規定による都道府縣知事の指揮に不服がある市町村の議会又は長は、内務大臣に訴願することができる。



第百七十八條 普通地方公共団体の議会において、當該普通地方公共団体の長の不信任の議

決をしたときは、當該普通地方公共団体の長は、十日以内に議会を解散することができる。

議会において當該普通地方公共団体の長の不信任の議決をした場合において、前項の規定により議会を解散しないとき、又はその解散後初めて招集された議会において再び不信任の議決をしたときは、當該普通地方公共団体の長は、退職しなければならない。

前二項の規定による不信任の議決については、議員数の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意がなければならぬ。

第百七十九條 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第百十三條但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、當該普通地方公共団体の長は、都道府縣にあつては内務大臣、市町村にあつては都道府縣知事の指揮を請い、そ



の議決すべき事件を処分することができる。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前二項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを  
議事に報告し、その承認を求めなければならない。

第一百八十条 普通地方公共団体の議会の権限に属する事項の一部は、その議決による委任に  
より、普通地方公共団体の長において、専決処分をすることができ。

#### 第二節 選挙管理委員会

第一百八十一条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。

選挙管理委員会は、都道府縣にあつては六人、市町村にあつては四人の選挙管理委員を以  
てこれを組織する。

第一百八十二条 選挙管理委員は、普通地方公共団体の議会において、選挙権を有する者の中か



らこれを選挙する。

議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に委員と同数の補充員を選挙しなければならぬ。補充員がすべてなくなつたときも、また、同様とする。

委員中に欠員があるときは、選挙管理委員会の委員長は、補充員の中からこれを補欠する。その順序は、選挙の時が異なるときは得票数により、得票数が同じであるときはくじにより、これを定める。

第八十三條 選挙管理委員の任期は、二年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。

補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

補充員の任期は、委員の任期による。

委員及び補充員は、その選挙に関し第七十六條第二項若しくは第三項の規定による処分又はこれに関する判決が確定するまでは、その職を失わない。



第百八十四條 選挙管理委員は、選挙権を有しなくなつたときは、その職を失う。その選挙権の有無は、選挙管理委員が第百二十七條第一項に掲げる事由の一に該当するため選挙権を有しない場合を除く外、選挙管理委員会がこれを決定する。

第百十八條第五項乃至第七項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第一項の決定に対しては、前項において準用する第百十八條第五項の規定による裁決を受け、後でなければ、裁判所に出訴することができない。

第百八十五條 選挙管理委員会の委員長が退職しようとするときは、当該選挙管理委員会の承認を得なければならない。

委員が退職しようとするときは、委員長の承認を得なければならない。

第百八十六條 選挙管理委員会は、法律又は政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体又は國、他の地方公共団体その他公共団体の選挙に関する事務及びこれに関係のある事



務を管理する。

都道府縣の選挙管理委員会は、市町村の選挙管理委員会を指揮監督する。この場合において、第百五十一條第一項の規定を準用する。

第百八十七條 選挙管理委員会は、委員の中から委員長を選挙しなければならない。

委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

委員長に故障があるときは、委員長の指定する委員が、その職務を代理する。

第百八十八條 選挙管理委員会は、委員長がこれを招集する。委員から委員会の招集の請求があるときは、委員長は、これを招集しなければならない。

第百八十九條 選挙管理委員会は、委員三人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

委員長及び委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に關



する事件については、その議事に參與することができない。但し、委員会の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができる。

前項の規定により委員の数が減少して第一項の数に達しないときは、委員長は、補充員でその事件に関係のないものを以て第百八十二條第三項の順序により、臨時にこれに充てなければならぬ。委員の故障に因り委員の数が第一項の数に達しないときも、また、同様とする。

第百九十條 選挙管理委員会の議事は、出席委員の過半数を以てこれを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

第百九十一條 選挙管理委員会に書記を置く。

書記の定数は、條例でこれを定める。



書記は、委員長長の指揮を受け、委員会に関する事務に従事する。

第九十二條 選挙管理委員の分限、服務及び懲戒に関しては、別に法律でこれを定める。

第九十三條 第二十七條第二項、第四十一條第一項、第四十二條及び第六十六條

第一項の規定は、選挙管理委員に、第五十條の規定は、選挙管理委員会に、第五十三條第

一項、第五十四條及び第五十九條の規定は、選挙管理委員会の委員長これを準用する。

第九十四條 この法律及びこれに基づく政令に規定するものを除く外、選挙管理委員会に関

し必要な事項は、委員会がこれを定める。

### 第三節 監査委員

第九十五條 都道府縣に監査委員を置く。

市町村は、條例で監査委員を置くことができる。

監査委員の定数は、都道府縣にあつては四人、市町村にあつては二人とする。



第百九十六條 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、議員及び学識経験を有する者の中から、各、同数を選任しなければならない。

監査委員は、地方公共団体の有給の職員と兼ねることができない。

第百九十七條 監査委員の任期は、二年とする。

普通地方公共団体の議会の議員の中から選任された監査委員の任期は、前項の規定にかかわらず、議員の任期を超えることができない。但し、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

第百九十八條 監査委員は、退職しようとするときは、普通地方公共団体の長の承認を得なければならない。

第百九十九條 監査委員は、普通地方公共団体の経営に係る事業の管理、普通地方公共団体の出納その他の事務の執行を監査する。



監査委員は、毎会計年度少くとも一回以上期日を定めて前項の規定による監査をしなければならない。

監査委員は、所轄行政廳又は普通地方公共団体の議会の要求があるときは、臨時に、その要求に係る事項について監査をしなければならない。

監査委員は、前二項に定める場合を除く外、必要があると認めるときは、何時でも監査をすることができらる。

監査委員は、監査の結果を所轄行政廳又は普通地方公共団体の議會及び長に報告し、且つ、これを公表しなければならない。

第二百條 監査委員の事務を補助させるため書記を置くことができらる。

書記の定数は、條例でこれを定める。

書記は、監査委員の指揮を受け、監査に関する事務に従事する。



第二百一十一條、第二百四十二條、第二百五十四條、第二百五十九條、第二百六十四條、第二百六十六條第一項及び第二百九十二條の規定は、監査委員にこれを準用する。

第二百三條 この法律及びこれに基く政令に規定するものを除く外、監査委員に関し必要な事項は、條例でこれを定める。

#### 第八章 給與

第二百三條 普通地方公共団体は、その議会の議員、選挙管理委員、議会の議員の中から選任された監査委員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人に対し、報酬を支給しなければならない。

前項の者は、職務を行つたため要する費用の弁償を受けることができる。

報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、條例でこれを定めなければならない。

第二百四條 普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、普通地方公共団体の長及びそ